

# SNS 空間における「権力」とその統制に関する日米比較法研究

代表研究者

上 本 翔 大

公益財団法人世界人権問題研究センター 専任研究員

## 1 はじめに（研究目的・研究方法）

本研究の目的は、①SNS 事業者による一方的なコンテンツモデレーションをいかに規律するか、②政治家による国民の SNS アカウントの一方的なブロックをいかに規律するか、の二点について憲法学の観点から考察することであった。本研究では、アメリカ法との比較法研究を行った。本研究の成果は、以下のとおりである。

## 2 SNS 事業者による一方的なコンテンツモデレーションをいかに規律するか

### 2-1 はじめに

#### （１）問題の所在

SNS 事業者は、SNS を安心・安全な状態に保つために、機械や人の目によって、利用者が投稿したコンテンツを監視し、必要に応じてコンテンツの適正化を図っている。適正化の具体例は、コンテンツが表示される順番の変更、利用規約に反するコンテンツの削除、利用規約に反するコンテンツを繰り返し投稿する利用者のアカウントの停止などである。一般に、このようなモニタリング業務は「コンテンツモデレーション（content moderation）」と呼ばれている。

しかし問題は、SNS を安心・安全な状態に保つという目的を超えて、SNS 事業者の都合に合わせてコンテンツモデレーションが恣意的にあるいは過剰に行われたのではないかと疑われるケースが存在する点にある。現代における SNS 事業者は、単なる営利企業の枠を超え、我々の情報発信・受領を支える不可欠のインフラとなっているため、表現のための重要なインフラを管理する SNS 事業者が SNS 上に流通する情報を恣意的にモデレートするならば、それは『力強く開かれた』公論という表現の自由の中核的な意義（平地秀哉「デジタルプラットフォームの公共性と表現の自由」法学教室 490 号（2021 年）60-61 頁）を損ね、「表現の自由に対する重大な打撃」（曾我部真裕「グローバル化と表現の自由——参照点としての思想の自由市場論の限界」横大道聡ほか編『グローバル化のなかで考える憲法』（弘文堂、2021 年）226 頁）を与えることを意味するのである。

このような問題意識の下、わが国の先行研究は、大要次のように論じてきた（興津征雄「ソーシャル・メディア・プラットフォームと公私の区分（上）」法律時報 93 巻 11 号（2021 年）86 頁、成原慧「検索エンジンをめぐる表現の自由と人格権」情報法制研究 7 号（2020 年）50 頁など）。すなわち、偏向的なコンテンツモデレーションを抑制するための規制法が必要である一方で、コンテンツモデレーションは憲法上 SNS 事業者側の表現の自由として保障されるため、上記表現の自由を制限する当該規制法はその合憲性が問題となる、と論じてきた。

規制法の合憲性について考えるためには、コンテンツモデレーションという表現行為の保障の程度（国家がコンテンツモデレーションを制限できる程度）を解明する必要がある。そこで、「コンテンツモデレーションという表現行為の保障の程度」が、本研究における第一のリサーチクエスチョンである。本研究では、2024 年 7 月 1 日にアメリカの連邦最高裁判所が下した Moody 判決（Moody v. NetChoice, LLC, 603 U.S. 707（2024））を中心的な素材として、SNS 事業者による一方的なコンテンツモデレーションをいかに規律するかについて検討した。

#### （２）アメリカ法の議論状況の概要

コンテンツモデレーションをめぐるのは、共和党を中心とする保守派は、その恣意性を批判する。すなわち、リベラルな SNS 事業者が保守的なコンテンツを恣意的にモデレートしているのではないかと、との批判である。このような批判を背景として、アメリカでは 2021 年に、SNS 事業者によるコンテンツモデレーションを制限する州法が、フロリダ州（5 月 24 日成立）とテキサス州（9 月 9 日成立）でそれぞれ制定された。

第一に、フロリダ州法の目玉は、SNS 事業者が公職への立候補者を意図的にディプラットフォームすることを禁止することにある。また、SNS 事業者が、立候補者が投稿したコンテンツ又は立候補者に関するコン

テンツが表示される順番を意図的に変更したり、それらのコンテンツをシャドウバンしたりすることも許されていない。このほか、SNS 事業者には、検閲／ディプラットフォーム／シャドウバンの基準の公開や、検閲／ディプラットフォーム／シャドウバンの対象となる利用者への通知などが義務づけられている。

第二に、テキサス州法は、アメリカ国内のアクティブ利用者数が月間 5000 万人を超える SNS 事業者が、(若干の例外はあるが) 見解に基づいて利用者や利用者の表現を検閲することを禁止している。また、SNS 事業者に対して、投稿削除の対象となった利用者への通知、異議申立権の保障、許容される／許容されないコンテンツを明記した利用規約の公開、透明性レポートの公表などを義務づけている。

両州法の成立を受け、テクノロジー業界団体である NetChoice 及び CCIA は、コンテンツモデレーションは修正 1 条によって保障された表現行為であり、各州法は SNS 事業者の表現の自由を侵害しているとして、州法の仮差止を求めた。主な争点は、コンテンツモデレーションは表現の自由として保障されるのか及びコンテンツモデレーションの保障の程度であった。2024 年 7 月 1 日、連邦最高裁判所は、Moody 判決において、一定の判断を示した。

## 2-2 コンテンツモデレーションの憲法上の位置づけ

### (1) 各裁判官の見解の整理

この点について、まず、Kagan 裁判官 (Sotomayor、Kavanaugh、Barrett 裁判官、Roberts 首席裁判官が同調) は、分析の対象をフェイスブックのニュースフィードやユーチューブのホームページ上で行われているコンテンツモデレーションに限定しつつ、次のように説く。

SNS 事業者が、コミュニティ規定やコミュニティガイドラインに従って、どのコンテンツをフィード上に表示させるか、その表示をどのように並び替え、整理するかを決定するとき、SNS 事業者は、表現という性格を帯びた選択をしている。そのため、SNS 事業者は、修正 1 条によって保護される。

以上の説示は、SNS 事業者は、フィードの編集を通じて、何らかのコミュニケーションを行っているがゆえに、SNS 事業者によるコンテンツモデレーションは表現としての性格を帯びるということを意味しているのであろう。そして、Kagan 裁判官が SNS 事業者によるコンテンツモデレーションを新聞社等の編集判断に匹敵する営為であると捉えていることは、コンテンツモデレーションに対して手厚い保障を認める立場であることを意味しており、SNS 事業者の編集判断に政府が介入する余地は原則として存在しないということになる。

次に、補足意見を執筆した Barrett 裁判官は、コンテンツモデレーションを行うために事業者がどのような方法でアルゴリズムを使用しているのかに着目する必要があることを強調する。彼女によれば、アルゴリズムが人力によるコンテンツモデレーションを補完しているにすぎない場合には、コンテンツモデレーションは表現の自由の行使であると判断できるのに対して、各利用者の閲覧履歴に基づいているだけのレコメンデーション機能が用いられている場合や、大規模言語モデルに依拠して削除すべきコンテンツの具体化をアルゴリズムが行っている場合には、SNS 事業者は表現という性格を帯びた意思決定を行っておらず、表現主体ではないと評価される。後者の場合、人はアルゴリズムを構築したにすぎず、コンテンツの内容には関与していないことから、「表現」と評価できるだけの行為は存在していないということであろう。また、Barrett 裁判官が、Kagan 裁判官の多数意見に同調していることからして、フェイスブックのニュースフィードやユーチューブのホームページ上で行われているコンテンツモデレーションは、アルゴリズムが人力によるコンテンツモデレーションを補完しているにすぎない場合に該当するということであろう。

これに対して、Alito 裁判官 (Thomas、Gorsuch 裁判官が同調) は、フェイスブックやユーチューブのフィード上で行われているコンテンツモデレーションであっても、それは表現行為ではないことを示唆している。その理由は、SNS 上のコンテンツの量に鑑みると、SNS 事業者が、コンテンツモデレーションを通じて何らかのメッセージを発していると理解することはできないというものであった。そして、この考え方に従えば、コンテンツモデレーションに対する制限は広く許容され、フロリダ州法もテキサス州法も合憲であると結論される可能性が高いということになる。

Jackson 裁判官は、この論点についての態度を表明していない。

### (2) 検討

Kagan 裁判官率いる多数派と Alito 裁判官率いる少数派の対立の中心には、コンテンツモデレーション

を通じて何らかのメッセージが発信されていると読み取れるかどうか、コンテンツモデレーションを表現という性格を帯びた意思決定と捉えられるかどうかという問いに対する理解の違いにあった。Kagan 裁判官のように、コンテンツモデレーションを新聞社による編集行為に匹敵する営為であると捉えるならば、コンテンツモデレーションは表現という性格を帯びた意思決定であるということになる。もちろん、Alito 裁判官のように、コンテンツモデレーションはコミュニケーションではないという捉え方もありえ、その考え方の背後には、コンテンツモデレーションからは一貫した編集方針を見て取ることはできないということがあるのではないかと思われる。

しかし、新聞の読者が紙面から新聞社による一貫した編集方針を読み取れるかと言われると、必ずしもそうではない。であるならば、一貫した編集方針の存在を認識できるかどうか自体はある編集行為が表現の自由として保障されるかどうかにとって必ずしも重要な要素ではない。それでもなお、新聞社の編集行為が表現の自由の行使として考えられている理由は、新聞社は一定の方針に従って編集が行われているはずだと想定されているからであろう。こうした観点から見ると、たしかに、各 SNS 事業者は SNS 上で許容される/許容されないコンテンツを明記した利用規約を公表しており、一定の方針に従って、内容に基づいてコンテンツモデレーションを行おうとしていることが分かる。また、モデレートの対象は違法情報だけでなく有害情報にも及ぶし、利用規約は日々アップデートされている。これらの事情に鑑みれば、Alito 裁判官のように、SNS 事業者を表現の単なる媒介者として位置づけることは不相当であるように思われる。

他方で、紙面に掲載されている記事の大部分を新聞社自身が執筆しているのとは異なり、SNS 上の投稿は利用者によるものであるし、コンテンツモデレーションは利用者がコンテンツを投稿してから事後的に行われるにすぎない上、SNS 事業者によるコンテンツモデレーションには多くの「審査ミス」を伴っていることも見て取れる。ここでいう「審査ミス」とは、成人向けの写真・動画や攻撃的な表現をはじめとした利用規約に反していると思われるようなコンテンツであっても、SNS 上で表示され続けることがしばしばあるということである。そうであるとすれば、内容を十分に精査し、推敲を重ねるような新聞社による編集行為とコンテンツモデレーションを同視することもできないのではないだろうか。

以上からすると、SNS 事業者を表現の単なる媒介者として位置づけることはできないし、他方で、コンテンツモデレーションを表現の自由の行使であると捉えたとしても、新聞社による編集行為のような典型的な編集行為と評価することもできない。憲法上、SNS 事業者はそのいずれにも収まらない独自性を持つ存在である。したがって、コンテンツモデレーションに対する規制の可否を検討するにあたっては、表現者か媒介者かという従来の二元論は有効ではなく、SNS 事業者は表現者としての側面も表現の媒介者としての側面をも併せ持つことを正面から認める必要があるだろう。このことは、典型的な表現活動を規制する場合と比べて、コンテンツモデレーションに対する規制はより広範に認められることを意味するものであると考えられるが、とはいえ、従来の二元論から脱却すべきだと主張したとしても、このことは特定の帰結を導くものではない。従来の二元論からの脱却が持つ波及効果については、筆者に残された今後の課題である。

## 2-3 発言力の均衡化を図るための内容中立規制の難点

### (1) 第一の難点

発言力の均衡化を図るための内容中立規制が持つ第一の難点は、思想の自由市場内にある表現の発言力の均衡が歪められているということを立法事実として認定できるのかというものである。本判決の文脈の中で具体的に説明すると、SNS 事業者がリベラルな見解に有利となるようにコンテンツモデレーションを行い、保守的な見解を劣位に置くことで、保守的な見解の相対的な発言力が低下しているということを、立法事実として認定することは必ずしも容易ではないだろう。実際に、そもそも恣意的なコンテンツモデレーションは行われていないとする研究も見られるところである。法律が合憲であるためには、まずもって立法事実の存在とその妥当性が認められなければならない。裁判所は、規制当局の主張を安易に受け入れるのではなく、思想の自由市場内にある表現の発言力の均衡が歪められているかどうかについて、慎重に検討する必要があるだろう。

### (2) 第二の難点

発言力の均衡化を図るための内容中立規制が持つ第二の難点は、それが内容規制と同様の効果を持つ危険性があるということである。この難点については、まさに、本判決の多数意見を執筆した Kagan 裁判官が、シカゴ大学の教授であった時分に執筆した論文が示唆的である。

同論文において、Kagan 教授は、内容中立的な表現規制であっても表現の多様性の確保が立法目的として掲げられている場合、裁判所は特に疑わしい立法であるとみなすべきであると言う。

その理由は、第一に、表現の多様性の確保が立法目的として掲げられていたとしても、そのような法律は内容規制と同等の効果を持つ可能性があるというものである。すなわち、表現の多様性確保を掲げる立法の狙いは、特定のアイデアや特定のアイデアを持つ表現者の比率を変えることにあるため、特定のアイデアや特定のアイデアを持つ表現者を狙い撃ちにするという効果を持つということである。また、そのような法律を制定する際、たとえ無意識のうちにであったとしても、特定のアイデアや特定のアイデアを持つ表現者に対する立法者の考え方（支持あるいは不支持）が、意思決定プロセスに介在してしまう可能性がある。

第二の理由が、特定の見解に対する敵意や共感、私利私欲に基づいて法律が作られたかどうかについて、裁判所は発見しにくいというものである。公共討論の理想的な状態とはどのような状況か、その状況から現在どれほど乖離しているのかを判定する明確な基準はない。そのため、内容中立規制に適用される基準（中間審査基準）を適用した場合、裁判所はその法律を違憲と判断することが困難となる。

以上が Kagan 教授の主張であるが、たとえばフロリダ州法を例にとりて敷衍すると、次のようになる。まず、フロリダ州法が定める公職への立候補者の意図的なディプラットフォーム禁止規定は、話し手に基づく区別は行われているものの、公職への立候補者の発言内容に基づく区別は行われていないため、内容中立規制であると捉える余地はある。しかし、フロリダ州法のプレスリリースの中で記されていることからすると、同規定の真の目的が、親リベラルなコンテンツモデレーションを禁止し、保守的なコンテンツの存在感を高めることに置かれていたことは明らかである。そうであるならば、フロリダ州法のディプラットフォーム禁止規定は、文面上は内容中立規制であると考えたとしても、実質的には内容規制として機能することが分かる。さらなる問題は、フロリダ州やテキサス州のようにあからさまな態度にでるのではなく、真の意図が巧妙に隠されている場合もあるし、あるいは、立法者が意図していなかったとしても、実質的な内容規制として作用する危険性もあるという点である。

このように、発言力の均衡化を図るための規制は、内容中立規制の形式をとりながら、実際には特定の見解に対する同意・不同意のゆえに、特定の見解を抑圧する危険性があるという点には十分留意しておくべきであり、それゆえに、裁判所は慎重に判断することが求められるように思われる。

### 3 政治家による国民の SNS アカウントの一方的なブロックをいかに規律するか

#### 3-1 はじめに

2024 年 9 月に行われた自民党総裁選では、河野太郎氏が自身の SNS でブロック機能を多用してきたことが世間の注目を集めた。当時の仕様では、河野氏からブロックされたユーザーは、彼の投稿の閲覧や、彼の投稿やアカウントに向けたリプライ等が制限された。河野氏によるブロックは本来聴くべき国民の声を締め出すものであり、また、公権力による表現規制に当たりうる等として、この問題は議論を呼んだ。ブロックのほか、公職者が他のユーザーからのリプライを削除するというケースも考えられる。ブロックとリプライの削除（以下「ブロック等」という）では効果が異なるため程度差こそあれ、ブロックと同様にリプライの削除にも上記のような懸念が妥当するであろう。

しかし、日本では、管見の限り公職者によるブロック等についての司法判断が存在しないこともあってか、この問題をめぐる学術的検討は十分には進展していない。そこで、本研究では、議論の蓄積が進みつつあるアメリカ法を参照しながら、この問題に関する暫定的な論点整理を試みた。

#### 3-2 検討対象のブロック等はステイトアクションか

第一に、公職者によるブロック等がステイトアクションと見なされるかが論点となる。後述の Lindke 判決（Lindke v. Freed, 601 U.S. 187 (2024)）が下されるまで、アメリカの連邦高等裁判所は、「目的外観テスト」と「職務権限テスト」という二つの異なるアプローチを採用していた。まず、目的外観テストとは、投稿内容等から看取されるアカウントの運用目的や、アカウントのプロフィール欄の掲載内容等から看取されるアカウントの外観を考慮し、ステイトアクションの有無を判断するというパラダイムである。次に、職務権限テストとは、SNS 運用の「権限」や「実態」を考慮し、ステイトアクションの有無を判断するというパラダイムである。

これに対して、連邦最高裁は、Lindke 判決において、公職者の SNS 上での行為がステイトアクションとな

るのは、「その者が（１）州を代表して発言する実際の権限を有し、（２）SNS 上で発言する際にその権限行使することを意図していた場合に限られる」という判断枠組みを提示した。また、Lindke 判決では、ブロックとコメントの削除（投稿の閲覧や新たなコメントは制限されない）の効果の違いを踏まえて分析する必要があることが示された。

どのような事情の下であれば、Lindke 判決が示した上記の判断枠組みを充たすのかについては、今後の裁判例の蓄積を俟つほかはない。しかし、差し当たり、次の三つのことが指摘できる。

一つ目が、Lindke 判決は、職務権限テストと目的外観テストの双方を通過する場合に、ブロック等はステイトアクションであると認められるとしているように読める、ということである。私見としても、権限の有無・権限行使の有無という二段階の審査を行うことは首肯できるところである。ただし、どの程度具体的な権限が付与されているべきかについては、後述のとおりである。

二つ目の指摘は、Lindke 判決の判断枠組みは、ブロック等の対象となったユーザーにとって厳しいものであるように思われる、ということである。例えば、Lindke 判決は、公職者が他の場所でも入手可能な情報を共有しているにすぎない場合、ステイトアクションが存在する可能性は低いとしている。しかし、公職者が、市のウェブサイトに掲示されている情報の広報目的で、それらの情報を共有・拡散するというケースも十分に考えられるのではないかと。もちろん、Lindke 判決は、「可能性が低い」と書いているだけであって、「絶対に存在しない」と書いているわけではない。だが、「原則＝ステイトアクションではない、例外＝ステイトアクションである」という Lindke 判決のスタンスは、公職者による SNS 利用をめぐる憲法的統制の切れ味を悪くしてしまうであろう。また、Lindke 判決は、ブロック等が公職者の具体的な職務範囲外の事柄に関する投稿に付随してなされた場合でなければステイトアクションは存在しないとしている。しかし、未だ十分に検討できていないわけではないが、公職者の行為はできるだけ統制されてしかるべきであることに鑑みると、具体的な職務執行権限は不要で、一般的な職務執行権限があれば足りると考えておく方が良いのではないかとと思われる。

三つ目の指摘は、Lindke 判決は、ブロック等がステイトアクションであるかどうかを判断する際には、ブロックとリプライの削除の効果の違いを踏まえる必要があると付言していたところ、このことは、SNS への投稿やブロック等がステイトアクションであるかどうかを判定するためには、アカウント全体に着目する「二者択一型」の判断ではなく、個々の行為に着目する「ケースバイケース型」の判断が必要であるということを示唆するものであるという点である。二者択一型の判断とは、SNS 上での行為を、その性質にかかわらずに一律に、ステイトアクションであるかそうでないかに分類するという判定手法のことであり、ケースバイケース型の判断とは、ある行為はステイトアクションであるが別の行為はそうではないというように、行為毎にステイトアクションであるかそうでないかに分類するという判定手法のことであり、以下、二者択一型の判断・ケースバイケース型の判断の意義およびブロックとリプライの削除の効果の違いを踏まえることの意味について敷衍する。例えば、次のような例を考えてみよう。公職者 X は、Y という事柄について SNS で発信する権限を持っていた。さらに、X のプロフィール欄には、衆議院議員との記載も見られた。X の SNS での投稿の大部分は Y に関するオフィシャルな内容であったが、時折 X は、愛犬の写真すなわちプライベートな内容を投稿することもあった。あるとき、X が愛犬の写真を投稿したところ、ユーザー Z が X は写真の撮り方が下手であるとリプライし、これを不愉快に思った X は、当初は Z のリプライを削除していたが、Z が同様のリプライを繰り返すため、Z をブロックしてしまった。このとき、二者択一型の判断を行った場合、X は、主として、発信する権限のある Y について投稿するために SNS を活用していたため、当該アカウント上での行為は全体として公的な性質であると判断される可能性が高い。そこで、X による本件ブロック等も、ステイトアクションであるとされる可能性が高くなる。これに対して、ケースバイケース型の判断を行った場合、愛犬の写真の投稿はステイトアクションではないということになる。そして、ケースバイケース型の判断を行った場合において、プライベートな内容の投稿を契機としてブロック等が行われたときは、ブロック等がステイトアクションであるかどうかを判断する際には、ブロックとリプライの削除の効果の違いを踏まえる必要がある。つまり、Z のリプライを削除したとしても、Z は Y に関する X の投稿を閲覧することができ一方で、Z をブロックした場合、Z は Y に関する X の投稿を閲覧することができなくなってしまうため、私的行為としてのブロックは、実際にはステイトアクションとしてのブロックと同じ効果があるから、公私が混在したアカウントにおける私的行為としてのブロックを広く許容することはできないということである。筆者としても、ブロック等の文脈や実態を踏まえてステイトアクションの有無を審査できるため、Lindke 判決の採用したケースバイケース型の判断の方がより優れた審査手法であるように思われるし、プロ

ックとリプライの削除の効果の違いを踏まえた分析が必要となるように思われる。

### 3-3 検討対象のブロック等は表現の自由に反するか

検討対象のブロック等がステイトアクションであったとしても、それがすべて憲法違反となるわけではなく、合憲的なブロック等と違憲的なブロック等を区別する必要がある。そこで、問題は、それらをどのように判定するかということになる。

この点についてのアメリカ法のリーディングケースは、Knight 判決 (Knight First Amend. Inst. v. Trump, 302 F. Supp. 3d 541 (S.D.N.Y. 2018)) である。本判決では、ツイートへのリプライ等が可能な場所である「相互交流空間 (interactive space)」について、当該スペースは政府の管理下にある一方で、各リプライは各ユーザーのアカウント名でなされ、大統領はその内容を変更できない等と述べて、相互交流空間でのリプライに対してはパブリックフォーラムの法理が適用されるという。その上で、同裁判所は、相互交流空間が「太古の昔から市民による表現や討論のために用いられてきたという歴史的慣習はないため、当該スペースは伝統的パブリックフォーラムではなく、次のような理由から指定的パブリックフォーラムに分類されると論じる。まず、政治的党派等にかかわらず誰もが大統領のツイートを見たり、大統領のアカウントをフォローしたりできる。次に、大統領のツイートにリプライ等を行うことで、誰もが相互交流空間に参加できる。さらに、大統領のアカウントは大統領と国民が直接にコミュニケーションを図るためのチャンネルとして開設された。最後に、相互交流空間は表現行為と適合的な場所である。このように述べた上で、同裁判所は、指定的パブリックフォーラムにおける見解規制は許されないとして、大統領によるブロックは表現の自由を侵害すると判断した。

相互交流空間には指定的パブリックフォーラムと共通する特徴が見られるため、相互交流空間におけるブロック等の合憲性を考える際にパブリックフォーラムの法理を適用するというアプローチは、この問題を考えるための有力候補と言える。

### 3-4 パブリックフォーラム法理を適用することの限界

一つ目の限界は、相互交流空間での表現の自由の保障が、公職者のアカウントがどのようにルールメイキングされているのかという点に影響されてしまうということである。パブリックフォーラムの法理は公職者に対して指定的パブリックフォーラムの開設や維持までを要求するものではないという理解を前提にすると、政治家がアカウント全体やコメント欄を閉鎖してしまったり、コメント欄の使用法に関するルールを事前に設定したりすることは憲法上許容されるということになるであろう。

Kennedy 裁判官は、Lee 判決 (International Soc. for Krishna Consciousness, Inc. v. Lee, 505 U.S. 672, 680 (1980)) において、「多数意見が、公有財産のパブリックフォーラムとしての地位は、その財産の目的を政府がどのように限定するか又はその財産を表現活動のために充てるとの明確な政府決定が存在するか次第であると結論したことは誤りである」と批判し、最も重要な考慮要素は、その財産が伝統的なパブリックフォーラムと類似した特性を持つか、市民が広くその財産へアクセスすることを政府が許可または黙認してきたか、表現活動が財産の本来の使用法に重大な形で干渉するかであるとして、公権力によるフォーラムの条件づけへの依存を軽減した枠組みを提示したことがある。相互交流空間に対しても、Kennedy 裁判官のアプローチを採用すべきであるとする主張もあるところ、相互交流空間に対して従来型のパブリックフォーラムの法理を適用することには限界があるという筆者の問題意識からすれば、これは重要な指摘ではあるが、本研究では直ちにこの点を検討する用意ができなかったため、課題の指摘にとどめ他日を期すことにしたい。

二つ目の課題は、相互交流空間に対してパブリックフォーラムの法理を適用した場合、荒らし（スパムやインプレゾンビ）で溢れかえってしまう惧れがあるということである。もっとも、荒らしが違法な内容であれば合憲的に削除できるし、違法ではないものの意味のない内容が大量に投稿されているケースでも、これらの投稿を削除することは大量投稿という「方法」に関する表現内容中立規制であると考えれば、当該削除は比較的広範に許容されるであろう。

三つ目の課題は、インターネットの非対面性に起因する攻撃的な物言いである。「個別の投稿はさほど厳しい内容でなくとも、それが無数に書き込まれる殺到型に発展すると精神的な負担が非常に大きくなる」（曾我部真裕ほか「座談会 誹謗中傷問題の現状と侮辱罪改正の課題」ジュリスト 1573 号（2022 年）27 頁〔藤えりか発言〕）という点は、相互交流空間における表現の自由の保障を考える上で、無視しえない問題である。こうした問題に対しては、法律によって敬体（ですます調）を義務づける（技術的な対応を行うよう事業者に

義務づけることを含む）等の方法が考えられるが、表現「方法」に関する表現内容中立規制であると考えたとしても、これらの法規制が正当化できるかどうかは更なる精査が必要となる。「文章を投稿する前にやわらかい表現の文章を変換の候補として表示したり、注意喚起したりする機能の開発」も進められているところであり、まずは企業による自主的な取組が期待されよう。

### 3-5 おわりに（残された課題）

本研究で十分に検討することができなかった重要な論点も残されている。たとえば、ミュート機能をどのように考えるべきか、選挙の立候補者による SNS 使用についてどのように考えるべきかという点である。

## 【参考文献】

### 1. SNS 事業者による一方的なコンテンツモデレーションをいかに規律するか

【英語文献（アルファベット順）】

#### ①州法

Florida SB7072 (2021), <https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2021/7072/BillText/er/PDF>

Press Release, Executive Office of Governor Ron DeSantis, Governor Ron DeSantis Signs Bill to Stop the Censorship of Floridians by Big Tech (May 24, 2021),

<https://www.flgov.com/eog/news/press/2021/governor-ron-desantis-signs-bill-stop-censorship-floridians-big-tech>

Texas HB20 (2021), <https://legiscan.com/TX/text/HB20/2023>

Press Release, Office of the Texas Governor, Governor Abbott Signs Law Protecting Texans from Wrongful Social Media Censorship (Sep. 9, 2021),

<https://gov.texas.gov/news/post/governor-abbott-signs-law-protecting-texans-from-wrongful-social-media-censorship>

#### ②判例

Moody v. NetChoice, LLC, 144 S. Ct. 2383 (2024)

NetChoice, LLC v. Attorney General of Florida, 34 F. 4th 1196 (11th Cir. 2022)

NetChoice, LLC v. Moody, 546 F. Supp. 3d 1082 (N.D. Fla. 2021)

NetChoice, LLC v. Paxton, 573 F. Supp. 3d 1092 (W.D. Tex., Austin Div., 2021)

NetChoice, LLC v. Paxton, 49 F. 4th 439 (5th Cir. 2022)

Packingham v. North Carolina, 582 U.S. 98 (2017)

Reno v. ACLU, 521 U.S. 844 (1997)

#### ③論文

David Greene, *Platforms Have First Amendment Right to Curate Speech, As We've Long Argued, Supreme Court Said, but Sends Law Back to Lower Court to Decide if That Applies to Other Functions Like Messaging*, EFF (July 14, 2024),

<https://www.eff.org/deeplinks/2024/07/platforms-have-first-amendment-right-curate-speech-weve-long-argued-supreme-1>

Elena Kagan, *Private Speech, Public Purpose: The Role of Governmental Motive in First Amendment Doctrine*, 63 U. Chi. L. Rev. 413 (1996)

Elettra Bietti, *Online Speech at the US Supreme Court in Moody v. Netchoice [sic]*, Verfassungsblog (July 11, 2024),

<https://verfassungsblog.de/online-speech-at-the-us-supreme-court-in-moody-v-netchoice/>

Eric Goldman, *"Speech Nirvanas" on the Internet: An Analysis of the U.S. Supreme Court's Moody v. NetChoice Decision*, 2023 Cato Sup. Ct. Rev. 125 (2023-2024)

Joan Biskupic, *Exclusive: How Samuel Alito Got Canceled from the Supreme Court Social Media Majority*, CNN (July 31, 2024),

<https://edition.cnn.com/2024/07/31/politics/samuel-alito-supreme-court-netchoice-social-media-bis>

[kupic/index.html#:~:text=CNN%20has%20learned%2C%20however%2C%20that%20Alito%20went%20too,majority%20and%20left%20Alito%20on%20the%20losing%20side](#)

Noah Feldman, *Supreme Court social media ruling is a free-speech landmark*, Pioneer Press (July 3, 2024),

<https://www.twincities.com/2024/07/03/noah-feldman-supreme-court-social-media-ruling-is-a-free-speech-landmark/>

Paul Blumenthal, *Supreme Court Bounces Back Question on Social Media Moderation*, HuffPost (July 1, 2024),

[https://www.huffpost.com/entry/supreme-court-netchoice-social-media-censorship\\_n\\_6634e58be4b00b1eab531838](https://www.huffpost.com/entry/supreme-court-netchoice-social-media-censorship_n_6634e58be4b00b1eab531838)

Paul M. Barrett & J. Grant Sims, *False Accusation: The Unfounded Claim that Social Media Companies Censor Conservatives*, NYU Stern Center for Business and Human Rights 1 (Feb. 2021),

[https://static1.squarespace.com/static/5b6df958f8370af3217d4178/t/6011e68dec2c7013d3caf3cb/1611785871154/NYU+False+Accusation+report\\_FINAL.pdf](https://static1.squarespace.com/static/5b6df958f8370af3217d4178/t/6011e68dec2c7013d3caf3cb/1611785871154/NYU+False+Accusation+report_FINAL.pdf)

Tim Wu, *The First Amendment is Out of Control*, New York Times (July 2, 2024),

<https://www.nytimes.com/2024/07/02/opinion/supreme-court-netchoice-free-speech.html>

【邦語文献（五十音順）】

上本翔大「プラットフォーム事業者によるコンテンツ・モデレーションと表現の自由（1）（2・完）——アメリカの法理論を素材として——」阪大法学 73 巻 3 号（2023 年）134 頁、73 巻 4 号（2023 年）165 頁

曾我部真裕「日本における『忘れられる権利』に関する裁判例および議論の状況」江原法学 49 巻（2016 年）1 頁

## 2. 政治家による国民の SNS アカウントの一方的なブロックをいかに規律するか

【英語文献（アルファベット順）】

### ①判例

Charudattan v. Darnell, 834 F. App'x 477 (11th Cir. 2022)

Davison v. Loudoun Cty. Bd. of Supervisors, 267 F. Supp. 3d 702 (E.D. Vir., Alexandria Div., 2017)

Davison v. Randall, 912 F. 3d 666 (4th Cir. 2019)

Garnier v. O'Connor-Ratcliff, 41 F. 4th 1158 (9th Cir. 2022)

Knight First Amend. Inst. v. Trump, 302 F. Supp. 3d 541 (S.D.N.Y. 2018)

Knight First Amendment Inst. v. Trump, 928 F. 3d 226 (2d Cir. 2019)

Lindke v. Freed, 37 F. 4th 1199 (6th Cir. 2022)

Lindke v. Freed, 114 F. 4th 812 (6th Cir. 2024)

Lindke v. Freed, 601 U.S. 187 (2024)

Morgan v. Bevin, 298 F. Supp. 3d 1003 (E.D. Ky. 2018)

One Wisconsin Now v. Kremer, 354 F. Supp. 3d 940 (W.D. Wis. 2019)

O'Connor-Ratcliff v. Garnier, 601 U.S. 205 (2024)

West v. Shea, 500 F. Supp. 3d 1079 (C.D. Cal., Southern Div., 2020)

### ②文献

ACLU Massachusetts, *Know Your Rights: Social Media Censoring by Government Officials*, Jul. 2024,

<https://www.aclum.org/en/know-your-rights/know-your-rights-social-media-blocking-public-officials>

Dawn Carla Nunziato, *From Town Square to Twittersphere: The Public Forum Doctrine Goes Digital*, 25 B.U.J. Sci. & Tech. L. 1, 57-58 (2019)

Elijah Hack, *The Marketplace of Twitter: Social Media and the Public Forum Doctrine*, 88 U. Cin. L. Rev. 313 (2019).

James Grimmelman, *Public Business and Private Accounts: Government Officials Cannot Block Critics on Social Media*, 67 Comm. ACM 37 (2024)

JoAnne Sweeney, *“LoL No One Likes You”: Protecting Critical Comments on Government Official’s Social Media Posts under the Right to Petition*, 2018 Wis. L. Rev. 73 (2018)

Joseph E. Martineau, et al., *Supreme Court Clarifies When Government Officials’ Social Media Posts are “State Action”*, Lewis Rice (Mar. 18, 2024),  
<https://www.lewisrice.com/publications/supreme-court-clarifies-when-government-officials-social-media-posts-are-state-action/>

Noah Feldman, *It’s Just Fine if Public Officials Block You on Social Media*, The Japan Times (Mar 19, 2024),  
<https://www.japantimes.co.jp/commentary/2024/03/19/world/public-officials-social-media/>

Rebecca Pilar Buckwalter-Poza et al., *I Was Blocked by @realDonaldTrump*, Knight First Amendment Institute (Mar 25, 2019),  
<https://knightcolumbia.org/content/i-was-blocked-realdonaldtrump>

【邦語文献（五十音順）】

上本翔大「政治家による SNS 利用の憲法的統制——Lindke v. Freed, 601 U.S. 187 (2024)」GLOBE120 号（2025 年）10 頁

曾我部真裕ほか「座談会 誹謗中傷問題の現状と侮辱罪改正の課題」ジュリスト 1573 号（2022 年）27 頁〔藤えりか発言〕

匿名記事「ネットのひぼう中傷 やわらかい表現変換や注意喚起の機能開発」NHK2024 年 10 月 8 日  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241008/k10014603481000.html>

巻美矢紀「自尊としての『名誉感情』とその憲法的保護に関する試論」ジュリスト 1573 号（2022 年）33 頁

水谷瑛嗣郎「大統領の SNS アカウントはパブリック・フォーラムか？——ネットワーク請願権の可能性を探る——」慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 70 号（2020 年）29 頁

山口真一『正義を振りかざす「極端な人」の正体』（光文社、2020 年）

## 〈発 表 資 料〉

| 題 名                                                                                                            | 掲載誌・学会名等                              | 発表年月        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 〔コンテンツモデレーションと表現の自由〕 Moody v. NetChoice, LLC, 144 S. Ct. 2383 (2024): SNS 事業者によるコンテンツモデレーションを禁止する州法の合憲性が争われた事例 | 世界人権問題研究センター研究紀要 30 号                 | 2025 年 5 月  |
| ツイッターでの「いいね」の押下行為と名誉感情侵害                                                                                       | 新・判例解説 Watch 36 巻                     | 2025 年 4 月  |
| 政治家による SNS 利用の憲法的統制：Lindke v. Freed, 601 U.S. 187 (2024)                                                       | GLOBE120 号                            | 2025 年 1 月  |
| オーストラリアの SNS 新法                                                                                                | オピニオン（法学館憲法研究所）                       | 2025 年 1 月  |
| 総務省における偽情報対策等に関する議論のレビュー                                                                                       | GLOBE119 号                            | 2024 年 10 月 |
| ツイッターでの「いいね」の押下行為と名誉感情侵害                                                                                       | LEX/DB インターネット 新・判例解説 Watch 憲法 No.237 | 2024 年 9 月  |
| 〔コンテンツモデレーションと表現の自由〕 Moody v. NetChoice, LLC, 144 S. Ct. 2383 (2024): SNS 事業者によるコンテンツモデレーションを禁止する州法の合憲性が争われた事例 | 第 10 回アメリカ憲法の理論と実践に関する研究会             | 2025 年 3 月  |
| 政治家による SNS の利用とその憲法学的統制に関する予備的考察：アメリカ法の紹                                                                       | 【公益財団法人世界人権問題研究センターPT1】第 3 回共同研究会     | 2024 年 11 月 |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 介とその限界 |  |  |
|--------|--|--|